

第5章 施肥基準量

1 利用にあたって

(1) 施肥基準量について

施肥基準量は、目標収量を確保するための標準的な施肥量を県内一円〔ただし、水稻については地域と土壌で区分、作物によっては作期、作型（栽培型を含む）や土壌で区分した〕で示してあるので、地域の土壌や気象などの環境条件に応じて加減する必要がある。特に施設園芸等で毎年施肥基準量を施用し続けた場合、特定の養分が過剰になることが多々あるので、**土壌診断**を必ず行い、多い場合には減肥する（第8章参照）。

(2) 石灰質資材、りん酸質資材の施用量について

作物別施肥基準量の「堆肥及び土づくり資材等の施用例」に示した石灰施用量（苦土炭カル、けいカル等）は当該作物の石灰吸収量、自然溶脱量、化学肥料施用に伴う副成分（酸根）の中和量から算出した。また、りん酸施用量（ようりん）は、果樹等の新植を想定したものである。しかし、連年施用することにより、これらの含量が基準値を上回る場合があるので、**土壌診断**を行い、多い場合には減肥する（第8章参照）。

(3) 適用範囲について

施肥基準値を適用できる範囲として、作期、作型（栽培型を含む）等を示しているので、ここに掲げる以外の作期、作型（栽培型を含む）、あるいは特殊な栽培を行う場合は、施肥量を加減する。

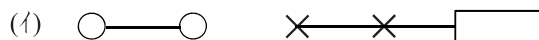
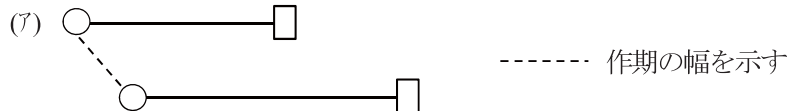
(4) 記号等について

ア 表の中の作型模式図の記号は次のとおりとする。

○ 播種	∩ トンネル 苗代又は苗床期間
⊖ マルチ	— 生育期間	♣ 萌芽期
× 定植	〰 休眠期	□ 収穫時期
↑ ハウス	△ ピンチ	
⊕ 基肥	①②③④ 追肥回数と時期	

イ 作型模式図の読み方について

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月



○—○ 播種期の幅を示す

×—× 定植期の幅を示す

□ 収穫期の幅を示す